

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	4-3
許認可等の種類	相続の場合の地位の承継承認			
根拠法令条例等・条項	旅館業法第3条の3第1項			
許認可等の概要	相続の場合の承継承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 次に掲げる法人からの申請であること。</p> <p>(1) 被相続人が営んでいた旅館業を引き続き営もうとする相続人。相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者。</p> <p>(2) 旅館業の承継承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、旅館業法及び同法に基づく処分に違反して刑に処せられた者でないこと。</p> <p>(3) 申請者が、旅館業営業の許可を取り消された者でないこと。</p> <p>2 申請は、被相続人の死亡後60日以内に行われること。</p> <p style="text-align: right;">[以上、旅館業法及び同法施行規則]</p>			
基準の制定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号) ・ 旅館業法施行規則(昭和23年7月24日厚生省令第28号) ・ 昭和60年12月24日付け環指第270号厚生省生活衛生局長通知「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場法等の一部改正の施行について」 			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	7日			
期間の制定根拠	—			